

## 八街市規則第31号

### 八街市市民政策提案制度に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八街市協働のまちづくり条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）第18条の規定による市民等からの政策提案に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(市民政策提案制度の対象)

第3条 市民等が市に政策提案できる対象は、次の各号に掲げるものとし、具体的に実現可能な提案とする。

- (1) まちづくりに活かすことができる政策
- (2) 地域課題の解決を図ることができる政策
- (3) 市民等と市による協働のまちづくりに関する政策

(手続)

第4条 条例18条第1項の規定により、政策提案をしようとする市民等は、市民提案書（別記様式第1号）及び市民提案者名簿（別記様式第2号）に、必要に応じて関係資料を添えて市長に提出するものとする。

2 条例第18条第2項の規定により、市が市民等にまちづくりに活かすことができる具体的な政策提案を求めるときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案を求める施策の目的
- (2) 提案できる者の範囲
- (3) 提案できる提出先及び提出方法
- (4) 提案の提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項

(市の考え方の公表)

第5条 市は、前条の規定により、市民等から政策提案が提出されたときは、

提案内容を検討し、提案のあった日から起算して6か月以内にその結果及び理由を当該提案者に通知するとともに公表するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとする。

2 提出された意見の中に八街市公文書公開条例（平成12年条例第1号）第9条各号に掲げる事項に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前2項の公表の方法は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市が指定する場所へ掲示し、公衆の閲覧に供する方法

(2) 市ホームページへ掲載する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、市が必要と認める方法

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別 記

様式第 1 号（第 4 条第 1 項）

市 民 提 案 書

年 月 日

八街市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者 氏 名  
電話番号

⑩

八街市協働のまちづくり条例第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり提案します。

1 提案する政策案の名称	
2 現状の課題や背景	
3 提案の概要 (協働事業の提案においては、活動主体となる市民等や市のそれぞれの役割(案)について記載してください。)	
4 期待される効果	
5 添付する資料	

様式第2号（第4条第1項）

市 民 提 案 者 名 簿

1 提案する施策案の名称

2 団体名

※団体を組織していない場合は、記載不要です。

3 提案者一覧

番号	氏 名	住 所	区 分	備 考
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	
	㊟		市内に居住する人 市内で働く人 市内で学ぶ人	